

令和5年9月12日

第3回定例会議案

厚真町議会

付 議 案 件

番 号	件 名
選挙第 1号	厚真町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
同意第 1号	厚真町教育委員会委員の任命について
同意第 2号	自治功労賞表彰について
議案第 1号	厚真町墓地使用条例の一部改正について
議案第 2号	厚真町特別工業地区建築規制条例の一部改正について
議案第 3号	新町地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（その5）請負契約の締結について
議案第 4号	財産の取得について
議案第 5号	財産の取得について
議案第 6号	令和5年度厚真町一般会計補正予算（第8号）について
議案第 7号	令和5年度厚真町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第 8号	令和5年度厚真町介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定補正予算（第1号））について
議案第 9号	北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更について
承認第 1号	専決処分の承認について （令和5年度厚真町一般会計補正予算（第7号）について）
承認第 2号	専決処分の承認について （令和5年度厚真町介護保険事業特別会計補正予算（介護サービス事業勘定（第3号）））
報告第 1号	所管事務調査報告（各常任委員会）について
報告第 2号	委員会調査報告（北海道胆振東部復興特別委員会）について
報告第 3号	総務文教常任委員会付託事件審査報告について
報告第 4号	財政援助団体等に関する監査の結果報告について
報告第 5号	定期監査の結果報告について
報告第 6号	現金出納例月検査の結果報告について
報告第 7号	教育委員会の事務事業の点検・評価報告について

報告第 8号	令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
認定第 1号	令和4年度厚真町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2号	令和4年度厚真町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3号	令和4年度厚真町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4号	令和4年度厚真町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5号	令和4年度厚真町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6号	令和4年度厚真町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
意見書案第1号	「再審法（刑事訴訟法の再審規程）」の改正を求める意見書

選挙第1号

厚真町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、厚真町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行う。

選挙管理委員会委員		同補充員		
住所	氏名	順位	住所	氏名
		1		
		2		
		3		
		4		

同意第1号

厚真町教育委員会委員の任命について

厚真町教育委員会委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき町議会の同意を求める。

令和5年9月12日提出

厚真町長 宮坂尚市朗

記

[REDACTED]

池 川 徹

[REDACTED]

同意第2号

自治功労賞表彰について

厚真町表彰条例により、次の者を自治功労賞表彰したいので、同条例第3条第3項の規定に基づき町議会の同意を求める。

令和5年9月12日提出

厚真町長 宮坂尚市朗

住所氏名 (生年月日)	事 績 の 概 要	公 職 歴 等
<p>[REDACTED]</p> <p>日西 善博</p> <p>[REDACTED]</p>	<p>平成15年から平成24年の9年にわたりいぶり農業共済組合理事を務め、平成24年から平成29年の5年余にわたり同組合長理事の要職にあり、さらに全道5農業共済組合の合併により平成29年に発足したみなみ北海道農業共済の副組合長理事、職務代理兼地区代表理事の要職を歴任され、本町における農業共済制度の普及・推進に尽力されました。</p> <p>平成15年から令和5年まで20年の長きにわたり厚真町農業委員会委員として、本町の農業・農村振興に大きく貢献されるなど、本町の町政進展に尽くされた功績は誠に顕著であります。</p>	<p>いぶり農業共済組合理事 自 平成15年 2月 1日 至 平成24年 1月31日</p> <p>いぶり農業共済組合長理事 自 平成24年 2月 1日 至 平成29年 2月28日</p> <p>みなみ北海道農業共済副組合長理事 自 平成29年 3月 1日 至 令和 2年 5月31日</p> <p>みなみ北海道農業共済職務代理兼地区代表理事 自 令和 2年 6月 1日 至 令和 4年 3月31日</p> <p>農業委員会委員 自 平成15年 2月 1日 至 令和 5年 7月19日</p> <p>まちづくり委員会委員 自 昭和62年 5月25日 至 昭和62年12月 1日 自 昭和63年 1月22日 至 昭和63年 9月13日 自 平成 6年 8月 1日 至 平成10年 7月31日</p>

議案第1号

厚真町墓地使用条例の一部改正について

厚真町墓地使用条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年9月12日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町墓地使用条例の一部を改正する条例

厚真町墓地使用条例（昭和45年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中桜丘共同墓地の項を削る。

第3条の見出し中「墓地」の次に「等」を加え、同条第1項中「墓地」の次に「又は附属施設（合同墓又は合同納骨施設）」を加え、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 墓地又は附属施設（合同墓又は合同納骨施設）の使用許可を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 本町に住所又は本籍を有する者で、焼骨を埋葬しようとするもの
- (2) 本町に住所及び本籍を有しない者で、本町に住所又は本籍を有したことがある死亡者の焼骨を埋葬しようとするもの
- (3) 本町の墓地の使用許可を受けた者で、当該墓地に埋葬されている焼骨を合同墓又は合同納骨施設に改葬しようとするもの

第3条に次の1項を加える。

4 町長が必要と認めるときは、合同墓又は合同納骨施設に無縁故者及び行旅死亡者の焼骨を納骨することができる。

第3条を第4条とする。

第4条の見出し中「合同墓」を「付属施設」に改め、同条中「町長は、」の次に「墓地の付属施設として、厚真中央墓地内に」を、「（以下「合同墓」という。）」の次に「を、厚真中央霊園内に共同で納骨する施設（以下「合同納骨施設」という。）」を加え、同条を第3条とする。

第5条及び第6条を削る。

第7条の見出し中「の使用」を「への移転改葬」に改め、同条第1項を次のように改める。

第7条 前条の規定により、合同納骨施設に納めた焼骨の納骨期間は、5年を限度とし、5年を経過した当該焼骨については、合同墓に移して埋蔵するも

のとする。同条第2項を第3項とし、第2項として次の1項を加え、同条を第5条とする。

- 2 前項に基づく合同墓への移転改葬は、原則、第4条により許可を受けた者が行うものとする。ただし、5年を経過しても移転改葬が実施されない場合は、町長が代行してこれを行うものとする。

第8条の見出し中「使用料」の次に「等」を加え、第2項として次の1項を加え、同条を第6条とする。

- 2 前条第2項に基づき町長が移転改葬を代行した場合は、第4条により許可を受けた者が移転改葬代行料を納付しなければならない。

第9条を第7条とし、第10条から第16条までを2条ずつ繰り上げる。

別表に次のように加える。

移転改葬代行料	焼骨1体につき	2,000円
---------	---------	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第2号

厚真町特別工業地区建築規制条例の一部改正について

厚真町特別工業地区建築規制条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年9月12日提出

厚真町長 宮坂尚市朗

厚真町特別工業地区建築規制条例の一部を改正する条例

厚真町特別工業地区建築規制条例（昭和59年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「法第48条第11項」を「法第48条第12項」に改める。

また、別表第1中「(1) 法辺別表第2(ぬ)欄」を「(1) 法別表第2(る)欄」に改める。

また、別表第2中「(1) 法辺別表第2(り)欄」を「(1) 法別表第2(ぬ)欄」に改め、「(3) 共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿」の次に「ただし、地区内に立地する工場の所有に係る当該工場の従業員のための共同住宅、長屋、寄宿舍を除く。」を加え、「(4) 物品販売業を営む店舗又は飲食店」の次に「ただし、床面積が150㎡以下のものを除く。」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

新町地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（その5）請負契約の締結
について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和5年9月12日提出

厚真町長 宮坂尚市朗

記

- 1 契約の目的 新町地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（その5）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 298,100,000円
- 4 契約の相手方 北海土建・丸斗特定建設工事共同企業体
代表者 苫小牧市栄町2丁目1番27号
北海土建工業株式会社
代表取締役 矢部 道晃
構成員 勇払郡厚真町字厚和68番地
株式会社丸斗工業
代表取締役 鈴木 英毅

議案第4号

財産の取得について

次のとおり、財産を取得しようとする。

令和5年9月12日提出

厚真町長 宮坂尚市朗

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の名称 | インターネット閲覧サーバー |
| 2 | 規格等 | メインサーバー 1台
SSG-ST82-A-SWB
ファイル転送用サーバー 1台
FZS-ST82-A-S |
| 3 | 財産の種類 | 動産（物品） |
| 4 | 取得の方法 | 随意契約 |
| 5 | 取得金額 | 金7,810,000円 |
| 6 | 取得の相手方 | 北海道市町村備荒資金組合
組合長 原田 裕 |

議案第5号

財産の取得について

次のとおり、財産を取得しようとする。

令和5年9月12日提出

厚真町長 宮坂尚市朗

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の名称 | 学校給食センター厨房機器 |
| 2 | 規格等 | 電気ボイラー
設置寸法 0.375m×1.08m×1.625m
台数 1台

エアシャワー
設置寸法 1.75m×1.21m×2.10m
台数 1台

消毒保管機
設置寸法 1.30m×0.95m×1.90m
台数 1台 |
| 3 | 財産の種類 | 動産（物品） |
| 4 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 取得金額 | 11,000,000円 |
| 6 | 取得の相手方 | 株式会社 まこと商事
代表取締役 小納谷 誠司 |

議案第9号

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を次のとおり変更しようとする。

令和5年9月12日提出

厚真町長 宮坂尚市朗

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表後志管内の項中「南部後志衛生施設組合」の次に「、後志広域連合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

報告第8号

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づくそれぞれの比率について監査委員の審査意見とともに別紙のとおり報告する。

令和5年9月12日提出

厚真町長 宮坂尚市朗

健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	11.6	—
(15.00)	(20.00)	(25.0)	(350.0)

() は早期健全化基準

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
簡易水道事業特別会計	—	経営健全化基準 20.0
公共下水道事業特別会計	—	

厚 監 査 号
令和5年8月29日

厚真町長 宮坂 尚市朗 様

厚真町代表監査委員 佐藤 公博
「公印省略」

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

健全化判断比率審査意見書

第1 審査の概要

この健全化判断比率審査は、令和4年度厚真町一般会計及び特別会計等の決算書等に基づき、町長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	令和4年度算定 健全化判断比率	基準(参考)	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	15 %	20 %
連結実質赤字比率	— %	20 %	30 %
実質公債費比率	11.6 %	25 %	35 %
将来負担比率	— %	350 %	

- 注) 1 実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。
 2 連結実質赤字比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。
 3 将来負担比率は、将来負担額よりも充当可能財源等が上回っていることから算定されない。

2 個別意見

(1) 実質公債費比率について

令和4年度の実質公債費比率は、11.6%（前年度比1.1ポイント）となっており、早期健全化基準の25%を下回っているが、今後ともより一層の財政の健全化に努められるとともに、慎重な財政運営を行ってほしい。

資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

この資金不足比率審査は、令和4年度厚真町の各公営企業会計の決算に基づき、町長から提出された資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

会計の名称	令和4年度算定 資金不足比率	経営健全化基準 (参考)
簡易水道事業特別会計	— %	20%
公共下水道事業特別会計	— %	20%

注) 各会計の資金不足比率は、資金剰余(黒字)であることから算定されない。

認定第1号

令和4年度厚真町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度厚真町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月12日提出

厚真町長 宮坂尚市朗

認定第2号

令和4年度厚真町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度厚真町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月12日提出

厚真町長 宮坂尚市朗

認定第3号

令和4年度厚真町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度厚真町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月12日提出

厚真町長 宮坂尚市朗

認定第4号

令和4年度厚真町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度厚真町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月12日提出

厚真町長 宮坂尚市朗

認定第5号

令和4年度厚真町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度厚真町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月12日提出

厚真町長 宮坂尚市朗

認定第6号

令和4年度厚真町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度厚真町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月12日提出

厚真町長 宮坂尚市朗

厚 監 査 号
令和5年8月30日

厚真町長 宮 坂 尚市朗 様

厚真町代表監査委員 佐 藤 公 博
「公印省略」

令和4年度厚真町各会計歳入歳出決算審査結果について
地方自治法第233条第2項の規定による、令和4年度厚真町の一般会計、
国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計、
簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算の審査結果
について、別紙のとおり意見を付して提出します。

決算の概要及び意見

1 審査対象

- 1) 令和4年度厚真町一般会計歳入歳出決算
- 2) 令和4年度厚真町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 3) 令和4年度厚真町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 4) 令和4年度厚真町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 5) 令和4年度厚真町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 6) 令和4年度厚真町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

2 審査期間

令和5年8月4日（金）、21日（月）、22日（火）の3日間

3 審査方法

令和4年度厚真町各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び決算参考資料について、所管担当者の説明を求め、計数の正否及び予算執行の適否について審査を行った。

4 決算の概要

1) 各会計の総括

令和4年度厚真町各会計の決算を総括すると、

- ・ 歳入決算額は、128億6,769万3,005円
（一般会計 105億5,761万8,958円、特別会計 23億1,007万4,047円）
- ・ 歳出決算額は、122億7,242万2,474円
（一般会計 99億9,675万4,019円、特別会計 22億7,566万8,455円）
- ・ 歳入歳出差引残額は、5億9,527万531円であるが、これから翌年度へ繰り越すべき財源（繰越明許費）2億8,704万3,000円を差し引いた実質収支額は、3億822万7,531円である。

○ 財政収支の推移（参考）

（単位：千円）

年 度	決 算 額			繰 越 明許費	実 質 収支額	単年度収支額 金 額
	歳 入	歳 出	差 引			
29	10,692,681	10,429,619	263,062	16,579	246,483	△29,145
30	16,012,640	12,107,081	3,905,559	1,840,129	2,065,429	1,818,946
元	25,221,970	22,838,321	2,383,649	681,146	1,702,503	△362,926
2	20,905,115	19,883,717	1,021,398	280,481	740,917	△961,586
3	15,793,701	14,557,436	1,236,265	520,028	731,235	△14,857
4	12,867,693	12,272,422	595,271	287,043	308,228	△423,007

2) 一般会計

歳入歳出の決算額は、

- ・ 歳入 105億5,761万8,958円 (予算現額に対する割合 92.75%)
- ・ 歳出 99億9,675万4,019円 (予算現額に対する割合 87.57%)

歳入歳出差引残額は、5億6,086万4,939円であるが、これから翌年度へ繰り越すべき財源(繰越明許費)2億8,704万3,000円を差し引いた実質収支額は、2億7,382万1,939円である。

① 歳入

- ・ 歳入決算額は、予算現額に対し、8億5,759万4,475円の減、調定額に対する収入率は、99.71%(前年度99.72%)で、収入未済額は、2,939万4,667円である。
- ・ 収入未済額の内訳は、多い順に1款町税で1,303万4,270円(44.34%)、13款使用料及び手数料で1,156万5,611円(39.35%)、16款財産収入で453万9,645円(15.44%)、20款諸収入で25万5,141円(0.87%)である。
- ・ 不納欠損額は、73万1,380円であり、全額1款町税である。

○ 地方交付税の推移(参考)

(単位:千円)

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
金額	1,623,006	6,869,622	3,383,897	3,396,061	3,865,226	3,012,042
構成比	21.41%	49.66%	15.29%	18.91%	28.45%	28.53%

○ 町税の年度別収入状況(参考)

(単位:千円)

年度	予算現額	調定額 (A)	収入済額			不納 欠損額	収入 未済額
			金額(B)	構成比	B/A%		
29	1,627,488	1,640,377	1,625,254	21.44	99.08	1,216	13,907
30	1,462,068	1,677,780	1,661,538	12.01	99.03	507	15,734
元	1,527,239	1,631,690	1,617,239	7.31	99.11	521	13,931
2	1,538,613	1,717,379	1,690,432	9.41	98.43	505	26,443
3	1,557,293	1,714,944	1,692,351	12.46	98.68	677	21,915
4	1,571,996	1,614,068	1,600,302	15.16	99.15	731	13,034

○滞納繰越状況(当該年度発生分)(参考)

(単位:千円)

税目	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
町民税(個人)	11件	43件	6件	16件	10件	10件
	337	1,492	760	1,148	320	692
町民税(法人)	0件	0件	0件	4件	3件	0件
	0	0	0	3,345	8,873	0
固定資産税	15件	32件	21件	38件	14件	12件
	1,077	1,587	1,037	8,846	745	718
軽自動車税	0件	1件	0件	0件	0件	0件
	0	7	0	0	0	0
公営住宅使用料	16件	20件	14件	8件	6件	1件
	1,660	3,618	2,531	1,292	766	152
農業費分担金	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	0	0	0	0	0	0
学校給食事業収入	0件	1件	1件	2件	0件	1件
	0	47	21	30	0	57
公営住宅共益費	13件	14件	13件	7件	0件	0件
	44	88	49	13	0	0
単身者住宅共益費	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	0	0	0	0	0	0
土地・建物貸付収入	1件	1件	0件	0件	0件	0件
	1	77	0	0	0	0
駐車場使用料	14件	14件	15件	6件	0件	0件
	54	94	69	11	0	0
単身者住宅 駐車場使用料	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	0	0	0	0	0	0
特公賃・定住促 進住宅使用料	3件	2件	1件	0件	0件	0件
	144	569	36	0	0	0
特公賃・定住促進住宅 駐車場使用料	3件	1件	1件	0件	0件	0件
	3	9	1	0	0	0
特公賃・定住促 進住宅共益費	3件	1件	1件	0件	0件	0件
	2	6	1	0	0	0
保育料(常設・こども 園)	0件	2件	0件	2件	0件	0件
	0	102	0	3	0	0
一時保育	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	0	0	0	0	0	0
育英資金貸付収入	2件	4件	0件	0件	0件	0件
	100	213	0	0	0	0
その他の収入	0件	0件	0件	0件		0件
	0	0	0	0		0
合計	81件	136件	73件	83件	33件	24件
	3,422	7,909	4,505	14,688	10,704	1,619

○ 不納欠損処分状況 (参考)

(単位：千円)

税 目	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
町民税(個人)	14件	0件	1件	5件	1件	9件
	696	0	13	130	35	233
町民税(法人)	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	0	0	0	0	0	0
固定資産税	6件	6件	6件	5件	11件	5件
	506	507	508	375	643	498
軽自動車税	2件	0件	0件	0件	0件	0件
	14	0	0	0	0	0
特別土地保有税	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	0	0	0	0	0	0
公営住宅使用料	2件	0件	0件	0件	0件	0件
	1,445	0	0	0	0	0
公営住宅共益費	2件	0件	0件	0件	0件	0件
	16	0	0	0	0	0
学校給食事業収入	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	0	0	0	0	0	0
保 育 料 (常設保育所)	1件	0件	0件	0件	0件	0件
	177	0	0	0	0	0
合 計	27件	6件	7件	10件	12件	14件
	2,854	507	521	505	678	731

② 歳 出

- ・ 歳出決算額に対する各款別の構成比率の高い主な費目は 2 款総務費の 18.55%、8 款土木費の 17.48%、3 款農林水産費の 11.37%、11 款公債費の 10.99%、3 款民生費の 10.95%の順である。
- ・ また、予算執行率の高い主な費目は、12 款給与費の 99.03%、11 款公債費の 98.70%、1 款議会費の 96.61%、2 款総務費の 94.47%、4 款衛生費の 93.21%の順である。
- ・ 翌年度繰越額(繰越明許費及び事故繰越し)は 8 款土木費で 4 億 2,790 万円、6 款農林水産業費で 2 億 7,189 万 7,100 円、2 款総務費で 5,230 万円、10 款教育費で 5,030 万円、7 款商工費で 4,043 万 4,000 円、3 款民生費で 3,411 万 4,000 円、4 款衛生費で 883 万 6,000 円であり、繰越の総額は 9 億 623 万 4,000 円である。
- ・ 不用額の総額は、5 億 1,222 万 5,414 円である。
- ・ 不用額の多い主な費目は、8 款土木費で 1 億 3,747 万 6,032 円 (26.84%)、3 款民生費で 9,655 万 132 円 (18.85%)、6 款農林水産業費で 6,557 万 3,480 円 (12.80%)、7 款商工費で 5,636 万 38 円 (11.00%)、2 款総務費で 5,622 万 8,064 円 (10.98%) 等である。

3) 特別会計

(1) 国民健康保険事業特別会計

歳入歳出決算額は、

- ・ 歳入 5億9,468万2,306円（予算現額に対する割合 90.03%）
- ・ 歳出 5億9,425万8,161円（予算現額に対する割合 90.03%）

歳入歳出差引額は42万4,145円で、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支も同額で全額基金に繰り入れている。

① 歳入

- ・ 歳入決算額は、予算現額に対し6,364万3,694円の減、調定額に対する収入率は99.10%（前年度99.07%）、収入未済額は540万6,040円で、全額1款国民健康保険料である。
- ・ 不納欠損は、なし。
- ・ 一般会計からの繰入金は、6,407万7,000円である。

○ 国民健康保険料の年度別の収入状況（参考）

（単位：千円）

年度	予算現額	調定額 (A)	収入済額			不納 欠損額	収入 未済額
			金額(B)	構成比%	B/A%		
29	160,419	181,038	168,048	24.41	92.82	1,129	11,861
30	143,203	167,482	156,464	27.24	93.42	1,029	9,988
元	156,643	160,630	153,051	25.74	95.28	0	7,589
2	163,480	163,855	156,850	24.82	95.72	146	6,859
3	176,464	173,163	167,836	29.75	96.92	0	5,306
4	167,851	158,339	152,933	25.72	96.59	0	5,406

※構成比は、収入済額の内、国民健康保険料の割合

○ 一般会計からの繰入金の推移（参考）

（単位：千円）

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
金額	34,825	38,345	36,559	58,430	41,106	46,154
構成比	5.06%	6.68%	6.15%	9.25%	7.29%	7.76%

○ 国民健康保険料の滞納繰越状況（当該年度発生分）（参考）（単位：千円）

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
一 般	11件	31件	19件	32件	13件	19件
	470	3,252	1,279	2,381	888	1,542
退職者	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	0	0	0	0	0	0
合 計	11件	31件	19件	件	13件	19件
	470	3,252	1,279	2,381	888	1,542

○ 国民健康保険料の不納欠損処分状況（参考）（単位：千円）

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
国民健康保険料	14件	6件	0件	2件	0件	0件
	1,129	1,029	0	146	0	0
合 計	14件	6件	0件	2件	0件	0件
	1,129	1,029	0	146	0	0

② 歳 出

- ・ 歳出決算額のうち主な費目は、2款保険給付費で3億4,392万7,864円（57.88%）、3款国民健康保険事業費納付金で2億1,663万4,000円（36.45%）、6款保険事業費で1,456万8,716円（2.45%）、1款総務費で1,444万9,889円（2.43%）である。この4款の合計は5億4,423万7,029円となり、決算額に対する比率は99.21%である。
- ・ 不用額の総額は6,406万7,839円であり、不用額の多い主な費目は、2款の保険給付費で6,060万6,136円（94.60%）、6款の保健事業費で202万9,284円（3.17%）である。

○ 医療費等の推移（参考）

年 度	件 数 (件)	費 用 額		1人当たりの費用額	
		金 額(千円)	対前年伸率%	金 額(円)	対前年伸率%
29	19,412	396,686	△8.85	296,423	△3.35
30	19,681	393,708	△0.75	306,383	△6.40
元	18,785	381,072	△3.21	311,585	1.70
2	15,604	363,927	△4.50	306,590	△1.60
3	16,819	354,331	△2.64	304,408	△0.71
4	16,549	399,720	12.81	358,408	17.77

(2) 後期高齢者医療特別会計

歳入歳出決算額は、

- ・ 歳入 9,958万9,208円（予算現額に対する割合100.17%）
- ・ 歳出 9,468万2,298円（予算現額に対する割合95.23%）

歳入歳出差引残額は、490万6,910円である。翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支も同額である。

① 歳入

- ・ 歳入決算額は、予算現額に対し16万4,208円の増である。調定額に対する収入率は99.53%、収入未済額は47万5,000円で、全額1款後期高齢者医療保険料である。
- ・ 不納欠損はない。
- ・ 一般会計からの繰入金は、2,620万3,565円である。

○ 後期高齢者医療保険料の滞納繰越状況（当該年度発生分）（参考）（単位：千円）

区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
後期高齢者	8件	4件	3件	4件	2件	2件
医療保険料	102	261	17	75	255	246

○ 一般会計からの繰入金の推移（参考）

（単位：千円）

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
金額	25,424	27,263	25,246	27,826	26,148	26,204
構成比	28.34%	33.32%	32.28%	30.74%	27.94%	26.31%

② 歳出

- ・ 歳出決算額のうち、2款後期高齢者医療広域連合納付金は9,282万5,062円で、決算額に対する比率は98.04%である。
- ・ 不用額の総額は474万2,702円であり、不用額の多い費目は、2款後期高齢者医療広域連合納付金で446万5,938円（94.16%）である。

(3) 介護保険事業特別会計

I 保険事業勘定

歳入歳出決算額は、

- ・ 歳入 5億8,838万208円（予算現額に対する割合96.84%）
- ・ 歳出 5億8,836万108円（予算現額に対する割合96.84%）

歳入歳出差引額は、2万100円で、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支も同額で全額基金に繰り入れている。

① 歳入

- ・ 歳入決算額は、予算現額に対し1,919万2,792円の減である。調定額に対する収入率は100.00%、収入未済額は△5,860円であり、全額1款介護保険料である。
- ・ 不納欠損はない。
- ・ 一般会計からの繰入金は、8,683万7,657円である。

○ 介護保険料の滞納繰越状況（当該年度発生分）（参考）（単位：千円）

区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
介護 保険料	5件 101	10件 285	0件 0	2件 20	2件 44	1件 42

○ 介護保険料の不納欠損処分状況（参考）（単位：千円）

区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
介護保険料	0件 0	0件 0	0件 0	0件 0	0件 0	0件 0

○ 一般会計からの繰入金の推移（参考）（単位：千円）

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
金額	69,747	70,389	79,759	94,867	89,913	86,838
構成比	13.43%	13.29%	14.68%	16.70%	14.91%	14.76%

② 歳出

- ・ 歳出決算額のうち、2款保険給付費は5億1,509万2,045円で、決算額に対する比率は87.55%（前年度84.81%）である。
- ・ 不用額の総額は1,921万2,892円であり、不用額の多い主な費目は、3款地域支援事業費で851万8,159円（44.34%）、2款保険給付費で592万4,049円（30.83%）である。

○ 第1号被保険者・介護給付費等の状況 (参考)

年度	第1号被保険者年間平均人員(人)	保 險 給 付 費 等					
		施設介護サービス給付費		居宅・介護予防サービス給付費(千円)	地域密着型サービス給付費(千円)	その他のサービス給付費(千円)	地域支援事業費(千円)
		月平均人員(人)	介護給付費(千円)				
29	1,695	51.17	161,788	79,457	152,393	32,788	59,106
30	1,678	57.83	171,921	78,413	140,254	34,809	63,265
元	1,641	64.33	198,264	73,925	133,700	37,844	68,584
2	1,658	65.67	205,204	75,165	136,736	34,204	71,727
3	1,660	84.66	238,263	85,907	144,612	37,822	60,979
4	1,646	82.92	235,656	83,752	158,643	37,041	52,236

II 介護サービス事業勘定

歳入歳出決算額は、

- ・ 歳入 4,111万5,765円 (予算現額に対する割合 99.41%)
- ・ 歳出 4,111万5,765円 (予算現額に対する割合 99.41%)

歳入歳出差引額は、0円で、翌年度に繰り越すべき財源もなく、実質収支も0円である。

① 歳入

- ・ 歳入決算額は、予算現額に対し24万4,235円の減である。調定額に対する収入率は100%となっている。
- ・ 不納欠損はない。
- ・ 一般会計からの繰入金は、3,984万302円である。

○ サービス収入の滞納繰越状況 (当該年度発生分) (参考) (単位：千円)

区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
自己負担金	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	0	0	0	0	0	0

○ 一般会計からの繰入金の推移 (参考)

(単位：千円)

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
金額	14,908	26,915	25,540	46,528	34,129	39,840
構成比	85.04%	90.54%	95.34%	97.29%	96.34%	96.90%

② 歳出

- ・ 歳出決算額のうち、1款サービス事業費は4,111万5,757円で、決算額に対する比率は100.00% (前年度100.00%) である。
- ・ 不用額の総額は158万9,965円である。不用額の多い主な費目は、1款サービス事業費で149万5,254円 (94.04%) である。

(4) 簡易水道事業特別会計

歳入歳出決算額は、

- ・ 歳入 7億2,382万3,479円（予算現額に対する割合101.13%）
- ・ 歳出 7億454万1,242円（予算現額に対する割合98.43%）

歳入歳出差引残額は1,928万2,237円であるが、これから翌年度へ繰り越すべき財源（繰越明許費）0円を差し引いた実質収支額は、1,928万2,237円であり、全額基金に繰り入れている。

① 歳入

- ・ 歳入決算額は、予算現額に対し806万2,479円の減、調定額に対する収入率は99.86%（前年度99.84%）、収入未済額は99万6,010円であり、全額1款使用料及び手数料である。
- ・ 不納欠損はない。
- ・ 一般会計からの繰入金は、2億4,328万6,000円である。

○ 水道使用料の滞納繰越状況（当該年度発生分）（参考）（単位：千円）

区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
水道使用料	27件	19件	16件	17件	15件	27件
	238	94	83	90	150	248

○ 水道使用料の不納欠損処分状況（参考）（単位：千円）

区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
水道使用料	27件	0件	0件	0件	0件	0件
	489	0	0	0	0	0

○ 一般会計からの繰入金の推移（参考）（単位：千円）

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
金額	44,765	100,683	327,952	500,915	210,480	243,286
構成比	2.83%	15.01%	30.33%	36.87%	33.16%	33.61%

② 歳出

- ・ 不用額の総額は1,121万9,758円で、款別では、1款総務費785万2,568円（69.99%）、3款公債費198万9,104円（17.73%）、などである。

(5) 公共下水道事業特別会計

歳入歳出決算額は、

- ・ 歳 入 2億6,248万3,081円（予算現額に対する割合98.78%）
- ・ 歳 出 2億5,271万881円（予算現額に対する割合95.10%）

歳入歳出差引残額は977万2,200円で、全額基金に繰り入れている。

① 歳 入

- ・ 歳入決算額は、予算現額に対し325万4,919円の減、調定額に対する収入率は99.83%（前年度99.88%）で、収入未済額は45万3,310円で全額1款使用料及び手数料である。
- ・ 不納欠損はない。
- ・ 一般会計からの繰入金は、1億2,131万1,000円である。

○ 下水道使用料等の滞納繰越状況（当該年度発生分）（参考）（単位：千円）

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
下水道使用料	12件	7件	11件	11件	9件	21件
	108	30	37	33	76	142
浄化槽使用料	8件	7件	3件	8件	4件	6件
	56	34	20	51	46	64
受益者負担金	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	0	0	0	0	0	0
合 計	20件	14件	14件	19件	13件	27件
	164	64	57	84	122	206

○ 下水道使用料の不納欠損処分状況（参考）（単位：千円）

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
下水道使用料	9件	1件	4件	0件	0件	0件
	250	27	28	0	0	0

○ 一般会計からの繰入金の推移（参考）（単位：千円）

年 度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
金 額	111,420	169,629	122,562	110,149	119,549	121,311
構成比	51.61%	58.14%	15.88%	44.42%	42.91%	46.22%

② 歳 出

- ・ 不用額の総額は722万7,119円で、款別の内訳は、2款施設費で582万5,907円（80.61%）、3款公債費で61万4,430円（8.50%）などである。

4) 実質収支に関する調書

(1) 一般会計

一般会計の歳入歳出差引額は5億6,086万1,939円であるが、このうちには、繰越明許費による翌年度へ繰り越すべき財源として2億8,704万3,000円が含まれているので、実質収支額は2億7,382万1,939円である。

これには、前年度の実質収支額6億6,357万4,117円が含まれているので、本年度における単年度収支は、△3億8,975万2,178円である。

○ 実質収支額の推移 (参考)

(単位：千円)

年 度	決 算 額			繰 越 明許費	実 質 収支額	単年度収支額 金 額
	歳 入	歳 出	差 引			
29	7,581,116	7,383,677	197,439	16,579	180,860	△13,764
30	13,834,239	10,057,375	3,776,864	1,805,216	1,971,648	1,790,789
元	22,126,076	19,867,044	2,261,032	671,222	1,589,810	△381,838
2	17,960,161	17,024,848	935,313	3,151,134	654,933	△934,878
3	13,583,922	12,400,419	1,183,503	1,404,589	663,574	8,642
4	10,557,619	9,996,754	560,865	906,234	273,822	△389,752

(2) 特別会計

① 国民健康保険事業特別会計

国民健康保険事業会計の実質収支額は42万4,145円であるが、これには、前年度の実質収支額の1,373万9,601円が含まれているので、本年度における単年度収支は、△1,331万5,456円である。

○ 実質収支額の推移 (参考)

(単位：千円)

年 度	決 算 額			繰 越 明許費	実 質 収支額	単年度収支額 金 額
	歳 入	歳 出	差 引			
29	688,470	656,599	31,871	0	31,871	14,487
30	574,433	557,249	17,184	0	17,184	△14,688
元	594,463	556,532	37,931	0	37,931	20,747
2	631,886	613,067	18,819	0	18,819	△19,112
3	564,231	550,491	13,740	0	13,740	△5,080
4	594,682	594,258	424	0	424	△13,316

② 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計における実質収支額は490万6,910円であるが、これには、前年度の実質収支額563万3,610円が含まれているので、本年度における単年度収支は、△72万6,700円である。

○ 実質収支額の推移（参考）

（単位：千円）

年 度	決 算 額			繰 越 明許費	実 質 収支額	単年度収支額 金 額
	歳 入	歳 出	差 引			
29	89,705	86,212	3,493	0	3,493	△6,483
30	81,811	79,340	2,471	0	2,471	△1,022
元	78,214	74,972	3,242	0	3,242	771
2	90,526	86,115	4,411	0	4,411	117
3	93,573	87,940	5,633	0	5,633	1,223
4	99,589	94,682	4,907	0	4,907	△726

③ 介護保険事業特別会計

I 保険事業勘定

保険事業勘定における実質収支額は2万100円であるが、これには、前年度の実質収支額579万3,785円が含まれているので、本年度における単年度収支は、△577万3,685円である。

○ 実質収支額の推移（参考）

（単位：千円）

年 度	決 算 額			繰 越 明許費	実 質 収支額	単年度収支額 金 額
	歳 入	歳 出	差 引			
29	519,435	512,984	6,451	0	6,451	△13,776
30	529,717	512,086	17,631	0	17,631	11,180
元	543,317	535,212	8,105	0	8,105	△9,526
2	568,140	555,152	12,988	0	12,988	4,884
3	603,142	597,348	5,794	0	5,497	△7,195
4	588,380	588,360	20	0	20	△5,477

II 介護サービス事業勘定

介護サービス事業勘定における実質収支額は、歳入歳出同額であるので、0円である。

○ 実質収支額の推移（参考）

（単位：千円）

年 度	決 算 額			繰 越 明許費	実 質 収支額	単年度収支額 金 額
	歳 入	歳 出	差 引			
29	17,531	17,531	0	0	0	0
30	29,727	29,727	0	0	0	0
元	29,790	29,790	0	0	0	0
2	47,823	47,823	0	0	0	0
3	35,425	35,425	0	0	0	0
4	41,116	41,116	0	0	0	0

④ 簡易水道事業特別会計

簡易水道事業特別会計における歳入歳出差引額は1,928万2,237円であるが、これには、前年度の実質収支額1,328万7,701円が含まれているので、本年度における単年度収支は、599万4,536円である。

○ 実質収支額の推移 (参考)

(単位:千円)

年 度	決 算 額			繰 越 明許費	実 質 収支額	単年度収支額 金 額
	歳 入	歳 出	差 引			
29	1,580,546	1,565,096	15,450	0	15,450	△7,723
30	670,961	606,065	64,896	29,894	35,002	19,552
元	1,081,181	1,039,795	41,386	9,924	31,462	△3,540
2	1,358,632	1,322,282	36,350	100	36,250	4,788
3	634,782	621,494	13,288	0	13,288	△13,138
4	723,823	704,541	19,282	0	19,282	5,994

⑤ 公共下水道事業特別会計

公共下水道事業特別会計の歳入歳出差引額は977万2,200円であるが、これには、前年度の実質収支額1,420万7,130円が含まれているので、本年度における単年度収支は、△443万4,930円である。

○ 実質収支額の推移 (参考)

(単位:千円)

年 度	決 算 額			繰 越 明許費	実 質 収支額	単年度収支額 金 額
	歳 入	歳 出	差 引			
29	215,875	207,521	8,354	0	8,354	△1,887
30	291,753	265,239	26,514	5,020	21,494	13,140
元	771,930	739,977	31,953	0	31,953	10,459
2	247,951	234,435	13,516	0	13,516	△18,437
3	278,625	264,318	14,307	100	14,207	691
4	262,483	252,711	9,772	0	9,772	△4,435

5) 財産に関する調書

(1) 公有財産

① 土地及び建物

(単位：㎡)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	
土 地	行政財産	9,680,647.93	135.41	9,680,783.34
	普通財産	15,630,511.78	Δ38,108.03	15,592,403.75
	合 計	25,311,159.71	Δ37,972.62	25,273,1879.09
建 物	行政財産	88,725.39	114.73	88,840.12
	普通財産	5,797.29	Δ93.76	5,703.53
	合 計	94,522.68	20.97	94,543.65

土地の移動については、行政財産（公用財産）の上水道施設 100.41 ㎡、行政財産（公共用財産）の水源地保全他 35 ㎡、普通財産（一般）の東和川砂防工事用地売却やフォーラムビレッジやきらりタウンの分譲地売却でΔ38,108.03 ㎡などが主なものである。

建物の移動については、行政財産（公共用財産）の木造高丘生活館 136.50 ㎡取り壊し、同じく木造ムービングハウス 3 棟建設 206.64 ㎡、普通財産（一般）の旧かしわ保育園取り壊し（本郷）、旧幅田邸古民家移築再生（豊沢）で（木造）93.76 ㎡減が主なものである。

② 山林

(単位：㎡・㎡)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	
山	行政財産	7,180,318.82	35.00	7,180,353.82
	普通財産	15,182,743.82	0	15,182,743.82
	合 計	22,363,062.64	35.00	22,363,097.64
立 木	行政財産	93,934	1,489	95,423
	普通財産	255,730	5,450	261,180
	合 計	349,664	6,939	356,603

立木の蓄積量は、北海道が作成する森林調査簿から材積を算出している。

③ 出資による権利

(単位：円)

出 資 数	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
23 件	187,811,262	Δ756,369	186,850,893

出資による権利については、北海道市町村備荒資金組合の配分金の積立による 783,631 円の増、(株) 苫東の減資による 1,540,000 円の減である。

④ 無体財産権

(単位：件)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
商 標 権	3	0	3

(2) 物 品

(単位：点)

物 品 数	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
302 件	837	27	864

(3) 債 権

(単位：円)

債 権 数	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
2 件	125,810,918	Δ8,245,920	117,564,998

債権の移動については、育英資金貸付金（一般育英制度）の減が主である。

(4) 基 金

(単位：円・㎡)

基 金 数	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
預 金 28 件	11,051,348,057	353,187,501	11,444,535,558
土 地 0	0	0	0

基金の移動については、本年度中の増減額が3億9,318万7,501円となっており、減債基金6億46万9,990円、公共施設維持補修基金1億7,002万4,535円、復旧・復興基金1億4,181万1,508円、エネルギー地産地消事業基金Δ6億8,173万2,323円などが主なものである。

6) 厚真町土地開発基金運用状況調書

○ 土地開発基金運用状況調書

(単位：円)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	
土 地	取 得(㎡)	83,814.31	0	83,814.31
	譲 渡(㎡)	Δ83,814.31	0	Δ83,814.31
	保 有(㎡)	0.00	0	0.00
資 受	原 資	36,000,000	0	36,000,000
	収 益	103,824,492	5,535	103,830,027
	累 計	139,824,492	5,535	139,830,027
金 払	運 用	369,490,397	40,438,479	409,928,876
	戻 入	Δ300,253,394	0	Δ300,253,394
	戻入未済額	69,237,003	40,438,479	109,675,482
	現 金 残 高	70,587,489	Δ40,432,944	30,154,545

○ 保有土地及び戻入未済額の内訳

(単位：円)

所在地	利 用 計 画	取得年月日	面積(㎡)	取得価格
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

○ 土地開発公社貸付状況

(単位：円)

貸付金額	償還金額	差引残額	備 考
342,520,159	Δ232,844,677	109,675,482	

5 審査結果及び意見

- (1) 令和4年度の厚真町各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数は、各会計歳入歳出諸帳簿等と照合審査した結果、決算書の計数はいずれも正確であり、決算内容においても適正と認めた。
- (2) 財産に関する調書の公有財産、物品、債権及び基金の計数は、いずれも妥当であると認めた。
- (3) 災害関係以外の目間流用においては、減少傾向である。引き続きやむを得ない場合を除き、その事務処理には十分留意されたい。
- (4) 税等の滞納事務においては、徴収猶予分を除き徴収努力が認められる。今後も引き続き徴収対応に配慮し、公平な負担と財源確保の観点から適正な事務処理を行ってほしい。
- (5) 固定資産税、公営住宅使用料等において、令和4年度に発生した滞納繰越の件数及び額が増えている。徴収対応に配慮し、公平な負担と財源確保の観点から適正な事務処理を行ってほしい。
- (6) 法的根拠に適切している徴収見込みのないものは、執行停止処分を早期に実行し、不能欠損処理を進めていただきたい。